R6.7 月作成

雲南市不妊・不育症治療費助成制度

雲南市では、不妊、不育症の治療を受けようとするご夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、一般不妊治療・生殖補助医療・不育症治療にかかる費用を一部助成する事業を行っています。

＜一般不妊治療費助成制度＞

（タイミング法、ホルモン療法、人工授精など）

助成内容

一般不妊治療費のうち、１年間につき１５万円を上限とします。

ただし、医療保険各法に基づく保険者または共済組合の規約等により、その不妊治療に要する費用に対し、給付が行われる場合はその額を控除した額です。

助成期間・申請期限

一般不妊治療を受けた日（医療機関証明書の初回受診日）から３年間とします。

この制度による助成を受けた方が妊娠し、その後再び一般不妊治療を受けられる場合は、そこから再び３年間を助成期間とします。

１年間の申請は、１年間終了後その終了日の属する年度内に申請してください。

ホームページ
↓

＜生殖補助医療費助成制度＞

（体外受精・顕微授精）

助成内容

診療の種類	助成額	対象（回数）
保険診療 保険診療と先進医療の併用	治療費の自己負担額の1/2　上限１５万円/回	※1 子ごとに 40 歳未満　（通算６回） 40～43 歳未満（通算３回）
保険外診療	治療費の自己負担額の1/2　上限３０万円/回	

ホームページ
↓

申請期限

申請は、治療終了日（医療機関証明書の治療終了日）から起算して１年以内に申請してください。

＜不育症治療費助成制度＞

助成内容

産婦人科等で受けた妊娠後の不育症治療（内服、注射等）に要した費用のうち、１／２の額を助成します。ただし、同一の夫婦につき、１年度あたり１０万円を上限とします。また、雲南市に住所を有する期間に受けた治療に限ります。

申請期限

申請は、一治療期間（※）が終了した年度の３月３１日までにしてください。

ただし、１回の治療が２年度にわたる場合はその治療が終了した日が属する年度内に申請してください。

※一治療期間とは、その妊娠にかかる不育症治療の開始日からその治療の終了日（出産又は流産、死産等）までの期間です。

ホームページ
↓

※対象者、申請方法等詳細は、ホームページまたは下記までお問合せください。

～お問い合わせ・申請窓口～

〒699-1392　雲南市木次町里方５２１－１　　雲南市役所こども家庭支援課

電話：0854－40－1047　　E-mail：kodomokateishien@city.unnan.shimane.jp